

# 令和6年第2回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年2月7日(水) 午後1時30分から午後1時55分まで
2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室
3. 出席委員 (20人)

会 長 20番 谷 則男  
委 員

- 1番 岡本 三枝子
- 2番 中村 貴子
- 3番 北澤 良祐
- 4番 菊岡 祐一
- 5番 奥村 郁雄
- 6番 稲田 正文
- 7番 田村 勝美
- 8番 小出 正和
- 9番 阪部 幸弘
- 10番 森澤 明
- 11番 太田 健市
- 12番 中川 善宏
- 13番 中村 安秀
- 14番 奥 哲郎
- 15番 森島 孝司
- 16番 吉田 真己
- 17番 畑中 恭伸
- 18番 新井 泉次
- 19番 木村 正樹

4. 欠席委員 ( 人)

## 5. 議事日程

- 日 程 第 1 会期決定の件
- 日 程 第 2 会議録署名委員決定の件
- 日 程 第 3 議案 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日 程 第 4 議案 第46号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 日 程 第 5 議案 第 2号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 日 程 第 6 報告 第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)
- 日 程 第 7 報告 第 2号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)
- 日 程 第 8 報告 第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)
- 日 程 第 9 報告 第32号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第2回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、13番 中村安秀委員、14番 奥委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号1番と2番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号1番と2番については同一譲受人のため、取りまとめて説明します。</p> <p>受付番号1番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は奈良県天理市 ●● ●●、譲受人は城陽市水主 ●● ●●です。</p>

権利の種類は3条の有償移転です。

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●、譲受人は城陽市水主 ● ● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告いたします。

担当委員

報告いたします。譲受人は隣接地の所有者であり、家族で農業経営されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長

日程第4、議案第46号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）についてを上程し、受付番号70番について事務局から説明いたします。

当該案件は、利用権設定者が●●委員となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

受付番号70番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

家族で花卉、茶、水稲を幅広く農業経営されており、農地を適正に管理されていますので適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号70番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

会 長

日程第5、議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明します。  
本案件は平成31年4月1日から令和6年3月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市中 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。所有農地は適正に管理されており、再設定でもあり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号2番について説明します。  
本案件は令和5年4月1日から令和6年3月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は京都市伏見区 ● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

以前から対象地を貸借して耕作されており、農地を適正に管理されているため、適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号3番について説明します。  
本案件は平成31年4月1日から令和6年3月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は●●●●●●●●●●の代表でもあり、適正に農地を管理されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号1番から6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

受付番号2番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号3番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、京田辺市大住 ●● ●●です。

受付番号4番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号5番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。



土地改良区

- ・周辺農地の耕作に支障を及ぼさないようにすること。
- ・雨水等の処理をすること。
- ・隣接地主等の承諾を得ておくこと。
- ・関係行政機関の指導に従うこと。

との意見が付されております。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現況は道路に面しておりますが官有地を含んだ私有地の中にありますので、隣接の所有者と十分協議して頂き問題が起きないようにお願いしたいと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号2番について説明します。

土地の所在は、城陽市市辺 地目は田 面積は123平方メートル

譲渡人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

譲受人は、城陽市寺田 ●●●●●●●●です。

場所は市街化区域です。

資材置場として利用するため転用されます。

隣接地に農地はありません。

雨水は敷地内の排水路を通じて西側の集水柵へ排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

・申請地北側に存する里道等及び水路等を取り込まないよう注意してください。

・里道等に関する工事及び用途廃止を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願い致します。

・用途廃止のうえ、里道を一体利用する場合は、隣接する水路の構造に支障とならないよう、注意してください。



・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願い致します。また、既設通路橋においても、協議をお願い致します。

・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課

・1 mを超える盛土が生じているため、事前に盛土規制法の許可が必要です。京都府山城北土木事務所において協議してください。

・将来的に建築物の敷地とされる場合は、別途、都市計画法や建築基準法に基づく協議が必要になります。

土地改良区

・周辺農地の耕作に支障を及ぼさないようにすること。

・雨水等の処理をすること。

・隣接地主等の承諾を得ておくこと。

・関係行政機関の指導に従うこと。

との意見が付されております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現況は他人の土地に囲まれており専用の進入路がないので、隣接の所有者と十分協議して頂き問題が起きないようにお願いしたいと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明します。

土地の所在は城陽市寺田

内容は議案書のとおりです。

解約理由は双方合意による解約です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長

日程第9、報告第32号 地目変換届について専決しました。受付番号9番から10番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申請人は、城陽市奈島 ●● ●●●です。

資料3に位置図を添付しております。

受付番号10番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申請人は、城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●

隣接農地所有者の同意書が提出されております。

資料4に位置図を添付しております。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第2回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員